

半田事業所（旧半田製造所）用地における建物解体前の追加的な土壌自主調査結果と今後の対応について

当社は、愛知県半田市東新町地内にある半田事業所用地（以下、当用地）の一部において、土壌汚染対策法に定める基準値を超える鉛およびシアンを検出を確認しました。このため、本日3月13日、当社は本調査の結果を愛知県に報告いたしました。

なお、当用地は、既に2002年10月に土壌汚染に関する自主調査結果を愛知県に報告し、同時公表を行っております。今般、当用地北側の建物を解体するのに先立ち、これまで建物により調査できなかった部分の自主調査を、愛知県と協議の上、追加で実施したものです。その結果、一部で当時の調査と同様の汚染を確認したものです。

1. 追加調査結果

調査対象地：愛知県半田市東新町41

特定有害物質の種類	土壌溶出量(mg/L) *1		土壌含有量(mg/kg) *2		汚染区画/ 調査区画
	基準値	分析結果	基準値	分析結果	
鉛およびその化合物	0.01 以下	基準内	150	210	4/23
全シアン	検出されないこと	0.3	遊離シアン 50	基準内	5/23

*1 汚染物質が溶け出し、地下水経由で水を摂取する場合の健康被害影響を確認するための調査項目

*2 土壌に含まれる汚染物質を直接摂取する場合の健康被害影響を確認するための調査項目

2. 汚染発生の推定原因

当用地では、1910（明治43）年に石炭を主原料とした都市ガスの製造を開始し、1962（昭和37）年に製造所を廃止しました。石炭中には微量ながら鉛などの重金属が含まれるとともに、製造の過程でシアンが生成されていきました。

操業時期が古いため、汚染発生の原因を正確に特定することは困難ですが、製造装置解体時の残渣がわずかに残り、土壌中へ浸透したものと推定されます。

3. 周辺の生活環境への影響と今後の対応

現在、当用地は事業所用地として使用しており、2002年10月の調査結果の報告・公表以降、建物がない部分については、愛知県と協議し、掘削除去、バイオ浄化等の土壌対策を実施するとともに、地下水は四半期ごとの定期モニタリングを継続実施し、愛知県へ報告してきました。今回調査の部分は、これまで建物等で覆われていたため、地表面からの土壌の飛散による影響はないものと考えております。

今回の解体部分の土壌は、建物の解体に合わせ、愛知県の指導を得て対策を行いますとともに、引き続き当用地内の定期モニタリングを実施してまいります。対策実施にあたっては、近隣住民の皆さまにご迷惑をおかけすることのないよう対応してまいります。

以上